

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小川町は、国民年金関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小川町長

公表日

平成28年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 国民年金法等の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、受付・審査・報告等の事務をおこなう。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予、学生納付特例申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31、第95項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の第48、第50項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長	町民課長 小澤孝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小川町総務課(住所:埼玉県比企郡小川町大字大塚55 電話:0493-72-1221)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小川町町民課(住所:埼玉県比企郡小川町大字大塚55 電話:0493-72-1221)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

